(8)　中国総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア　鳥取県の区域

イ　島根県の区域

ウ　岡山県の区域のうち、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、瀬戸内市、浅口市、都窪郡及び小田郡の区域を除く区域

エ　広島県の区域のうち、広島市（中区、東区、南区及び安芸区に限る。）、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸郡府中町、世羅郡及び神石郡の区域を除く区域

オ　山口県の区域のうち、下松市、岩国市及び周南市の区域を除く区域

(9)　四国総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア　徳島県の区域のうち、阿南市、三好市及び那賀郡の区域を除く区域

イ　香川県の区域のうち、さぬき市及び香川郡の区域を除く区域

ウ　愛媛県の区域

エ　高知県の区域のうち、土佐郡土佐町及び吾川郡いの町の区域を除く区域

(10)　九州総合通信局の管轄区域にあっては、次に掲げる区域

ア　福岡県の区域

イ　佐賀県の区域

ウ　長崎県の区域

エ　熊本県の区域

オ　大分県の区域

カ　宮崎県の区域

キ　鹿児島県の区域

(11)　沖縄総合通信事務所の管轄区域のうち、宜野湾市、石垣市、名護市、沖縄市、うるま市、宮古島市、国頭郡（大宜味村及び宜野座村を除く。）、中頭郡（読谷村、北谷町及び北中城村に限る。）、宮古郡及び八重山郡の区域を除く区域

2　五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域とする。ただし、証明規則第二条第一項第十九号の九の携帯局の無線設備にあっては、その上空を除き、その周辺海域を含む区域とする。

二　証明規則第二条第一項第十九号の六、第十九号の八又は第十九号の十の無線設備を使用する無線局にあっては、全国の区域とする。ただし、証明規則第二条第一項第十九号の十の携帯局の無線設備にあっては、その上空を除き、その周辺海域を含む区域とする。

三　第一項第一号に掲げる区域は、平成二十四年一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

○総務省告示第九十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第八号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十二号（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣　川端　達夫

第二項及び第三項中「九・五MHz」を「九MHz」に改める。

○総務省告示第九十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣　川端　達夫

別表第十号の第2の表中

「

インマルサットC型	IMC
インマルサットD型	IMD
インマルサットF型	IMF
インマルサットM型	IMM
インマルサットミニM型	IMMM
インマルサットBGAN型	IMBGAN
N－STAR衛星船舶電話（空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの）	NST

」を

「

インマルサットC型	IMC
インマルサットF型	IMF
インマルサットM型	IMM
N－STAR衛星船舶電話（空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの）	NST

」に改める。

別表第二十三号の表中

「

設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMBGAN

」を

「

設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMBGAN
設備規則第49条の24第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMGSPS

」に改める。

○総務省告示第九十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第二十四条第二十八項及び第四十九条の二十四第八項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣　川端　達夫